

国立国会図書館事務文書開示規則

(平成二十三年六月二十四日国立国会図書館規則第四号)

改正 平成二十六年 三月 十三日国立国会図書館規則第二号

同 二十九年 一月 十九日同 第一号

同 二十九年 七月二十一日同 第六号

令和 元年 七月 一日同 第一号

(趣旨)

第一条 この規則は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。)の趣旨を踏まえ、国立国会図書館(以下「館」という。)が保有する事務文書の開示についての運用の基本を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、「事務文書」とは、館の職員が事務の遂行上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、館の職員が組織的に用いるものとして、館が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 館が収集した図書館資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて館が閲覧の提供を受けた図書館資料

料と同等の内容を有する情報を記録したもの

三 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第十五条第一号から第三号までに掲げる職務に係るものその他の立法及び立法等に関する調査に係るもの

(開示の原則)

第三条 館長は、館の保有する事務文書の開示を求められた場合には、開示を求めた者に対し、当該事務文書を開示するものとする。ただし、当該事務文書に、次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)が記録されているときは、この限りでない。

一 開示につき法令に別段の定めのある情報

二 情報公開法第五条各号に掲げる情報に相当する情報(立法及び立法等に関する調査に係る事務の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを含む)。

三 会派又は議員の活動に関する情報であつて、公にすることにより、これらの活動に支障を及ぼすおそれのあるもの

(部分開示)

第四条 館長は、開示を求められた事務文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示を求められた事務文書に情報公開法第五条第一号の情報に相当する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に相当する情報には当たらないものとみなして、前項に定めるところによる。

（公益上の理由により開示を行う場合）

第五条 館長は、開示を求められた事務文書に不開示情報（情報公開法第五条第一号の二に掲げる情報に相当するものを除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示を求めた者に対し、当該事務文書を開示することができる。

（事務文書の存否に関する情報）

第六条 開示を求められた事務文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、館長は、当該事務文書の存否を明らかにしないで、開示しないことができる。

（開示の求めに係る手続等）

第七条 館長は、事務文書の開示を求める者に対しては、次の各号に掲げる事項を記載した書面の提出を求める。

一 開示を求める者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人

その他の団体にあつては代表者の氏名

二 事務文書の名称その他の開示を求める事務文書を特定するに足りる事項

2 館長は、事務文書の開示を求める者が事務文書の特定のための情報の提供を求める場合は、参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

（開示の求めへの対応）

第八条 館長は、開示を求められた事務文書の全部又は一部を開示する場合には、開示を求めた者に対し、その旨を開示の期間、場所、方法その他の必要な事項と共に、書面により通知する。

2 館長は、開示を求められた事務文書の全部を開示しない場合（開示を求められた事務文書を保有していない場合を含む。次項及び第十三条第三項において同じ。）には、開示を求めた者に対し、その旨を書面により通知する。

3 館長は、開示を求められた事務文書の全部又は一部を開示しない場合には、前二項の書面に、開示しない理由を付記する。

4 第一項及び第二項の規定による通知は、前条第一項の書面の提出のあつた日から原則として三十日以内に行うものとする。

（第三者に対する意見聴取）

第九条 館長は、開示を求められた事務文書に館及び開示を求めた者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）

に関する情報が記録されている場合において、不開示情報に該当

する事由の存否に疑義があるときは、当該第三者に対し、開示についての意見を求めるものとする。

2 館長は、前項の規定により意見を求められた第三者から当該事務文書の開示に反対する意見が提出されたにもかかわらず、これを開示するときは、開示に先立ち、当該意見を提出した第三者に対し、開示する旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(開示の実施)

第十条 事務文書の開示は、文書又は図画については、閲覧により、電磁的記録については、館の保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができ、るように組み合わされたものをいう。次項において同じ。）により用紙に出力したものの閲覧又は館の保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴により、これを行う。ただし、文書又は図画の閲覧の方法による場合において、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときはその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行う。

2 別表に定める額の手数料を納めて、前項の規定により開示される事務文書（電磁的記録については、館の保有する処理装置及びプログラムにより用紙に出力したものに限る。）の写しの交付を求めた者には、当該写しを交付するものとする。

3 館長は、事務文書の全部又は一部を開示する場合において、開示を求めた者の目的に沿うと認めるときは、当該事務文書の開示

と共に、これとは別の事務文書の開示又は情報の提供をすることができ。

4 館長は、事務文書の全部又は一部を開示する場合には、開示を求めた者に対し、希望する開示の方法その他の必要な事項を記載した書面の提出を求める。ただし、第七条第一項の書面に当該事項が記載されていると館長が認めるときは、この限りでない。

5 事務文書の開示は、第八条第一項の規定による通知をした日から三十日以内に開始することができるようにするものとする。ただし、開示の準備により事務に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(苦情の申出に係る手続等)

第十一条 館長は、第八条第一項又は第二項の規定による通知（同条第一項の規定による通知にあつては、事務文書の一部を開示する場合に係るものに限る。次項において同じ。）を受けた者が苦情を申し出る場合には、開示を求めた事務文書の名称、当該通知があつた日その他必要な事項を記載した書面の提出を求める。

2 館長は、前項の規定により苦情の申出がされた場合には、国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会（第十三条第一項において「審査会」という。）に諮問し、同条の規定により苦情に対応するものとする。ただし、当該苦情の申出が、正当な理由がないのに、第八条第一項又は第二項の規定による通知をした日の翌日から起算して三月を経過した日以後にされた場合は、この

限りでない。

- 3 前項ただし書に規定する場合において、館長は、苦情の申出をした者に対して、同項本文の措置をとらない旨を書面により通知する。

第十二条 削除

(苦情の申出への対応)

- 第十三条 館長は、審査会の答申があったときは、これを尊重する。
- 2 館長は、苦情の申出に係る事務文書（既に開示することとされた部分を除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部を開示する場合には、苦情を申し出た者に対し、その旨を開示の期間、場所、方法その他の必要な事項と共に、速やかに書面により通知する。

- 3 館長は、苦情の申出に係る事務文書の全部を開示しない場合には、苦情を申し出た者に対し、その旨を速やかに書面により通知する。

- 4 館長は、苦情の申出に係る事務文書の全部又は一部を開示しない場合には、前二項の書面に、開示しない理由を付記する。

- 5 第二項及び第三項の規定による通知は、第十一条第一項の書面の提出のあった日から原則として四十日以内に行うものとする。

- 6 第十条の規定は、苦情の申出に係る事務文書の全部又は一部を開示する場合における手続について準用する。この場合において、同条第四項ただし書中「第七条第一項」とあるのは「第七条第一

項又は第十一条第一項」と、同条第五項中「第八条第一項」とあるのは「第十三条第二項」と読み替えるものとする。

(実施状況の報告等)

- 第十四条 館長は、この規則に基づく事務文書の開示の実施状況について、国立国会図書館法第六条の規定により、両議院の議長に報告するものとする。

- 2 館長は、前項の規定による報告の後、これを公表するものとする。

(細則)

- 第十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に關し必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月十三日国立国会図書館規則第二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の国立国会図書館事務文書開示規則第十条第二項及び第三項の規定は、施行日以後にされる苦情の申出について適用し、施行日前にされた苦情の申出については、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年一月十九日国立国会図書館規則第一号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年一月十九日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の国立国会図書館事務文書開示規則
第十一条第二項ただし書の規定は、この規則の施行の日（以下
「施行日」という。）以後にされる国立国会図書館事務文書開示
規則第八条第一項又は第二項の規定による通知（以下この項にお
いて「通知」という。）に係る苦情の申出について適用し、施行
日前にされた通知に係る苦情の申出については、なお従前の例に
よる。

附 則（平成二十九年七月二十一日国立国会図書館規則第六号）

この規則は、平成二十九年八月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日国立国会図書館規則第一号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

別表（第十条第二項関係）

文書又は図画を複写機により用紙（日本産業規格A列四番、日本産業規格A列三番又は日本産業規格B列四番の大きさの用紙に限る。以下同じ。）に複写したものを（カラーで複写したものを除く。）の交付	用紙一枚につき 十円
文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙一枚につき 二十円

電磁的記録を用紙に出力したものを（カラーで出力したものを除く。）の交付	用紙一枚につき 十円
電磁的記録を用紙にカラーで出力したものの交付	用紙一枚につき 二十円

備考 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。